

(2) ごみと住みよいくらし

家では、ごみはどのようにしまつされているのでしょうか。

昔は自分の家から出たごみは、自分の家や近所の空き地などであとしまつをしていました。しかし今では、自分の家だけではごみを全部あとしまつすることができなくなってきています。

村ではごみを、燃えるごみ、燃えないごみ、資源として利用できるごみ、電化製品などのもえない大きなごみ（粗大ごみ）の四つに分けて集めています。

ゴミの分け方・出し方

収集日	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ紙	資源ごみ缶	指定集積所	登録番号	集積所番号	個人番号
毎週 日曜日	毎月第 1 期	毎月第 2 期	毎月第 3 期	毎月第 4 期				

ゴミを出すルールを守って清潔な村づくり

可燃ごみ
指定集積所に入れる

不燃ごみ
指定集積所に入れる

資源ごみ
指定集積所に入れる

紙類
指定集積所に入れる

缶類
指定集積所に入れる

粗大ごみ
指定集積所に入れる

指定集積所

- ◆必ず指定集積所に入れる
- ◆可燃・不燃の分別を完全にします
- ◆資源ごみを混入しない
- ◆缶・紙類は完全に洗った後、乾燥させてから出す
- ◆ガラス・プラスチック等は割れて破損しないように梱包する
- ◆指定集積所に持ち込まない（中が見える）
- ◆指定集積所の時間を守る（午前8時～18時）

◆ルール違反のゴミは収集しません。自治体職員が責任をもって整理し次の収集日に回収して下さい。

◆スプレー缶は、必ず穴をあけて出しましょう

資源回収団体指定集積所

- ◆アルミ・スチール缶、缶詰・菓子缶（中の異物、汚れを除く）
- ◆紙類・プラスチック・タタキ（指定集積所に集積）
- ◆雑誌・チラシ・新聞（5冊以内）
- ◆中古・古物（中身を取り除いて集積）
- ◆ガラス（割れやすいものは割る）

販売クリアセンター
紙類・資源回収場所

- ◆指定日に各自購入（無料）
- ◆指定日は毎月15日に必ず持ちこたえて回収する

◆捨てればゴミ 分ければ資源

産業廃棄物処分業者へ処分を依頼するが販売店に引き取ってもらう

◆収集できないもの

◆指定ゴミ袋に収納できない大きさの一般廃棄物

◆ルール違反のゴミは収集しません◆

◆清掃当番に迷惑をかけないようにしましょう◆

◆ゴミについての問い合わせは **保健環境課環境衛生係 ☎42-1620**



家庭のごみの出し方の暮らし

しゅうじゅう
村のごみ収集